

2025年3月27日

各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

### パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

#### 記

1. パブリック・コメントの内容

・会員に対する処分及び勧告制度の見直しについて

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2025年3月27日（木）～2025年4月23日（水）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合 … 〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

② ファクシミリの場合 … FAX：011-251-0840

③ E-mail の場合 … 本所ホームページ上 (URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>)

の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

**【お問合せ先】**

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

電話：011-241-6171（代表）

## 会員に対する処分及び勧告制度の見直しについて

2025年3月27日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣旨

本所は、本所市場における公正性及び信頼性の維持・向上を目的として、会員が法令や本所の規則等（以下「法令等」といいます。）に違反する行為を行った場合は、その内容に応じて、処分を行うこととしています。また、法令等に違反しているかにかかわらず、会員の業務又は財産の状況が、本所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し、適切な措置を講ずる旨の勧告を行うこととしています。

最近の他の取引所における処分事案において、法令等違反の内容や取引所市場への影響等を踏まえ、基本上限額又はそれに近い水準の過怠金を賦課した事案が複数発生しており、会員に求められるコンプライアンス水準が高まる中、今後も処分制度への信頼を維持するため、事案に応じた適切な過怠金額が決定できるよう、過怠金水準の柔軟化に係る制度整備が求められるところです。

また、勧告制度については、最近の事案として勧告後の改善対応が適切に進捗しない事案が認められており、勧告の実効性確保に係る制度整備が求められております。加えて、会員の人員体制の不足等により今後重大な法令等違反が生じ、顧客被害の発生が懸念される事案も認められており、今後さらに顧客被害発生の蓋然性が高いと認められる事案が生じる場合も想定し、投資家への注意喚起に係る制度整備が求められるところです。

以上を踏まえ、会員に対する処分及び勧告制度に関して、所要の見直しを行うこととします。

### II. 概要

項目	概要	備考
1. 処分制度 (1) 過怠金の上限額の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>現行制度において、過怠金の上限額については、基本1億円、法令等違反又は行政官庁による処分に違反し、取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合は特例として5億円と二段階になっていますが、上限額を5億円に一本化します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の処分制度においては、処分事由に応じ、戒告、過怠金の賦課、本所市場の有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、会員権の停止又は除名を行うことができるとしています。過怠金の賦課について、現行制度において上限額が1億円となっているものは以下のとおりです。<ul style="list-style-type: none"><li>定款<sup>1</sup>に基づく検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき</li></ul></li></ul>

項目	概要	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 定款<sup>2</sup>に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき</li> <li>－ 会員が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき</li> <li>・ 「法令違反又は行政官庁による処分に違反し、本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認める場合」に過怠金の上限額を5億円とする現行の特例規定は一本化に伴い撤廃します。</li> </ul>

---

<sup>1</sup> 定款第23条及び第96条

<sup>2</sup> 定款第21条及び第22条



### Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2025年6月を目途に実施します。
- ・ 1. に関して、処分制度については施行日以後に生じている事由に基づく処分から適用します。
- ・ 2.（1）に関しては、施行日以後に行った勧告から適用します。
- ・ 2.（2）に関しては、施行日以後における業務又は財産の状況について行う勧告から適用します。

以 上